

平成25年 第2回沼田町議会臨時会 会議録

平成25年 2月22日(金)

午後 4時27分 開会

1. 出席議員

議長	9番	杉本邦雄	議員	1番	津川均	議員
	2番	上野敏夫	議員	3番	高田勲	議員
	4番	久保元宏	議員	5番	長原誠	議員
	6番	鵜野範之	議員	7番	絵内勝己	議員
	8番	中村保夫	議員	10番	渡辺敏昭	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名
町長 金平嘉則 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	神憲彦	君	総務課長	辻広治	君
政策推進室長	横山茂	君	財政課長	辻山典哉	君
農業振興課長	栗中一弘	君	商工観光課長	菅原秀史	君
住民生活課長	谷口勲	君	建設課長	中野栄治	君
保健福祉課長	吉田憲司	君	和風園園長	橋英則	君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 生沼篤司 君 次長 篠原毅 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 浅野信行 君 書記 吉田正晴 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
議案第 4 号	沼田町自然環境センター条例の一部を改正する条例について
議案第 5 号	幌新いこいの森公園条例の一部を改正する条例について
議案第 6 号	指定管理者の指定について (スコーレセンター 他)
議案第 7 号	指定管理者の指定について (沼田自動車学校 他)
議案第 8 号	北空知圏学校給食組合の設立について

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）只今の出席議員数は10人です。定足数に達してしますので、本日を以って召集されました平成25年第2回沼田町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番、絵内議員、8番、中村議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(一 般 議 案)

○議長（杉本邦雄議長）日程第3。議案第4号。沼田町自然環境センター条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（辻広治総務課長）議案第4号。沼田町自然環境センター条例の一部を改正する条例について。沼田町自然環境センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成25年2月22日提出、町長名でございます。

沼田町自然環境センター条例の一部を改正する条例、沼田町自然環境センター条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。改正条文の朗読は省略させていただきます。提案理由を説明させていただきます。今回、スコアセンター等の施設の指定管理を一般公募によることとしたことから、今回、事業収益、これは利用料等の伴わない施設、実はこの自然環境センターというのはほたる学習館のことですが、この部分が利用料等収益が伴わないことから、これを対象から除く事として本条例の改正をするものであります。なお、この施設の管理につきましては、化石体験館との一体の管理が望ましいということから今回、教育委員会に管理を委ねるものとしたものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、宜しくご審議のほどお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、久保議員。

○4番（久保元宏議員）ほたる館にはクラウド15号もございますが、クラウド15号その他の施設もこの環境センターのものでしたか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、総務課長。

○総務課長（辻広治総務課長）クラウドの関係につきましては、今までも教育委員会と開発公社とが委託契約で実施されておりました、指定管理等からは別のものがございます。クラウドの出し入れとか管理の関係につきましては、新しい業者が決まればその中で協議をさせていただくことになるかと思えます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第4号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第4。議案第5号。幌新いこいの森公園条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（辻広治総務課長）議案第5号。幌新いこいの森公園条例の一部を改正する条例について。幌新いこいの森公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成25年2月22日提出、町長名でございます。

幌新いこいの森公園条例の一部を改正する条例、幌新いこいの森公園条例（平成17年条例第4号）の一部を次のように改正する。これも、改正条文の朗読は省略させていただきます。提案理由を説明させていただきます。

この施設の関係につきましては、いこいの森公園として施設が5施設ございます。この5施設の中で、今回スコレセンターの指定管理につきまして、一般公募することから、またこの事業収益の伴わない施設、これが5施設の中のうち、イベント

広場とほたるの里というのが公園の施設としてある訳で、この2施設が該当します。この2施設を指定管理の対象から外すというようなことでの条例の改正を行う事と致しておりますので、宜しくご審議のほどお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第5号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第5、議案第6号。指定管理者の指定について（スコアセンター他）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（辻広治総務課長）議案第6号、指定管理者の指定について（スコアセンター他）。公の施設の指定管理者に下記の者を指定することについて地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。記、1. 施設の名称、スコアセンター、沼田農業者健康管理施設、幌新しいの森公園。2. 指定管理者となる団体の名称。シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社。3. 指定の期間、5年間、平成25年4月1日から平成30年3月31日までとなっております。平成25年2月22日提出、町長名でございます。

この指定に関しまして、説明させていただきますが、スコアセンター、ほたる館等の運営を今後とも継続していく、これが絶対に必要であります。このため、指定管理について一般公募を行うということで実施致しました。今回、指定管理者として指定する企業につきましては、多くの地方公共団体から施設の管理を受け、運営が実施されております。選定委員会等で検討いただき、意見をいただきながら十分考慮致しました結果、企業から提案された施設の管理、運営計画については豊富な経験を活かした中で適正に行われる、また健全経営も期待ができるということから、今回、応募のあった企業をスコアセンター等の施設の指定管理者に指定したいということでご提案をさせていただいております。宜しくご審議の程、お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第6号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第6、議案第7号。指定管理者の指定について（沼田自動車学校他）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（辻広治総務課長）議案第7号、指定管理者の指定について（沼田自動車学校他）。公の施設の指定管理者に下記の者を指定することについて地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。記、1. 施設の名称、沼田自動車学校、沼田交通教育研修センター。2. 指定管理となる団体の名称。株式会社沼田開発公社。3. 指定の期間、5年間。（平成25年4月1日から平成30年3月31日まで）となっております。平成25年2月22日提出、町長名でございます。

今回の指定の提案の理由につきましては、従前からお話しをしておりますけれども、公益法人の改正により、財団法人沼田交通教育協会が本年の3月31日を以って解散致します。4月1日から株式会社沼田開発公社に指定をして管理をお願いするものであります。提案の理由につきましては、説明をさせていただきましたので、ご審議の程、宜しくお願いを致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、高田議員。

○3番（高田勲議員）3番高田です。先程の全員協議会の中でこの話の説明も縷々あった所ありますが、今も現はたる館、沼田開発公社は一部バスの運行、路線バスの運行とかも行われております。今まで自動車学校は財団法人で目的外のことはできないということでそちらの方にはあまりそれ以上は入ってこなかった訳ですけども、現実、バスの運行を委託してですね、町の中で成り立っている企業があるのもこれも現実であります。民業を圧迫しない範ちゅうをといいましようか、節度

のあるところですね、当然開発公社も赤字にならないように努力しなければいけない訳ですけれども、その辺、バランスの取れた執行をしていただきたいなと思いますけれども理事者の町長の考えをお伺いしたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）今、高田議員の仰るとおり、私どもも同じ民間企業同士でございますので、その辺は節度を持った中で実施していきたいという風に考えております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第7号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第7、議案第8号。北空知圏学校給食組合の設立についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。教育委員会次長。

○教育次長（篠原毅教育次長）議案第8号、北空知圏学校給食組合の設立について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定により、平成25年4月1日から深川市、妹背牛町、秩父別町及び北竜町と学校給食施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同して処理する為、次のとおり規約を定め、北空知圏学校給食組合を設立する。平成25年2月22日提出、町長名でございます。

北空知圏学校給食組合同規約。規約文の朗読を省略し、提案理由を申し上げます。この規約は、北空知の1市4町の学校給食提供の為、平成25年4月に新しい一部事務組合を設立し、施設の建設並びに運営に係る事務を進めるためのものであります。新たな組合施設は平成27年4月からの運用開始としておりまして、これによってより安心、安全な学校給食を提供することが可能になるものと考えてございます。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。久保議員。

○4番（久保元宏議員）4番久保でございます。この第9条のところに、深川市長

を組合長にと明記されているんですが、結果的に互選の結果、深川市長さんになられたにしても最初のうちから深川市長さんを指名するというのは、広域の組合の思想から言っていかがなものかと思います。あまり申し上げたくはないのですが、深川消防組合の問題も発生している中、また更に沼田町にある広域水道が深川の方が代表されているという現状も考えれば、あえて深川にあるから深川の方がやる必要を、最初から、スタートの段階から決めていくと、バランスからいって当初から深川の方が4人いるところ、そうなってくれば子ども達の給食を公平に考えていくという思想からいっても、ちょっと簡単には納得できないところがあるんですが、町長のご意見を伺いたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）お話しのとおり、理解させていただきませうけれども、この組合設立にあたりましては、基本的にここ半年以上の間に審議致しました。その中において、これは原案的には教育委員会の教育長レベルの中でこの原案を作成し、そしてこれが実際出来た場合においては、この管理、運営等の実際の実務は教育行政の中で行います。そういったことで、これは議会としてはこのような構成でございますけれども、今言った色んな不安等についても私も理解しますけれども、これについては責任の所在をきちっと明確にすることによって、かえって私どもとしては担保出来るのかなという風に思っております、私どもも今回これで行くと、各、深川市以外の首長さんは副組合長という存在でございますのできちっと我々もこの運営につきましては意見を述べて、適切な学校給食運営がなされるような努力をしていきたいと思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、久保議員宜しいですね。中村議員。

○8番（中村保夫議員）関連した質問になりますけれども、一部事務組合っていうのはたくさんありますね。衛生組合ですとかごみの組合ですとか、色々あります。30年前、40年前に設立された一部事務組合の規約というのは、まああまり参考にはなるとは言いながらしないで、最近出来た事務組合の首長の選び方をどうやっていたのか。その直近事例を教えてくださいたいと思います。私の知っている情報で言えば、一番最近出来たのが、中・北空知廃棄物処理広域連合、そういったものになっておりますけれどもそこでは、確か初代の組合長は歌志内市長だったような気がします。それで現在は一番ごみをたくさん出し、一番負担金を出している滝川市がその任を担うという形で滝川に変わったという風に聞いております。そういった形の方が、より民主的であろうという風に思うんですが、直近事例について教えてくださいたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）教育委員会次長。

○教育次長（篠原毅教育次長）只今の部分で、一番新しいのは中・北空知廃棄物処

理広域連合の規約になろうかと思えます。この中の第12条の規定と致しまして、この施設は一部事務組合ではなく広域連合なのですが、広域連合長は関係市町の長の内から、関係市町の長が投票によりこれを選挙する。という風に規定されております。

○議長（杉本邦雄議長）中村君宜しいですか。他に質問ありませんか。高田議員。

○3番（高田勲議員）前のお二方と非常に似通った質問になるんですけども、今の広域連合を除いて、今沼田町は水道、消防、衛生センター、衛生施設、あと我が町にある学校給食、5つ事務組合と言われるものの構成町になっています。

それで、議員の数というもので見てみますと、今回の新しい学校給食の一部事務組合だと、深川市が4人であとその他の町が各1人で4人、それで首長は副組合長になりますよ。こういう風な、当然深川市に存在する組合になる訳ですけども、議員の割り振りの組合って無いんですね。例えば消防でしたら深川が5人で、あと5町で10人いる。それから給食ですと4町で2人ずつで8人。意外と拮抗していて、あるいは所在地だからといって議員がいっぱいいる。これだと議員の数で半分いっちゃうんです。

先程、久保議員も言いましたけれどもあんまり言いたくはないんですけども、今消防組合の不正経理で北空知の中が揺れている時に、不祥事があった場合といったら変ですけども、議会としても深川の利益誘導になるんでないかなという風な思いも僕の頭の中には非常にあるんですけども、その辺ちょっとどういう風にお考えでしょうか。先程、教育委員会の中で運営するんだよというお話がありましたけれども。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）これは、実際言いますけれども、教育行政の部分でありますけれども、この議会構成についてはまだ議会を開いていませんから、どこが議長を取るとか副議長を取るとか監査委員さんはどうなるかということとは私どもが言及する問題ではございませんので、これは議会の集まった中で相談されてなると思っています。ですから、それにおいては仮に例えば、深川市さんが議長になった場合には、4対3になりますよね。そういったこともありますので、それがどうなるか私どもが言及する立場ではございませんので、それらについてご心配な点は在るかと思えますけれども、これはきちっとこういう形で選ばれた以上、そして我々が副組合長である以上、きちっとそれは物を申して、この組合が円滑かつ正しく運営されるようなことは私はしていきたいと思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田勲議員）副組合長になれる金平町長であるならば、是非内部から今回の一部事務組合のような不始末を2度と繰り返さないようにきちっと情報公開を

しなさい。それから、職員の倫理規定もきっちり作りなさい。もう一個は民間の監査も数年に1回、しっかり導入しなさいというような提案を是非行っていただきたいという風に考えますけれども、お考えはいかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）今、高田議員が話されたことも充分に加味して議会運営にあたっていきたいと思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、宜しいですか。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。はい、中村議員。

○8番（中村保夫議員）今、それぞれ質問が出されて、色んな答弁がありました。私はですね、やはり今こうやって消防組合の不祥事ですとか、ここで喋喋と持ち出すつもりはございませんけれども、こういった時にこそやはり公明正大な、より民主的な運営を担保するような議会を作らなければならんという風に僕は固く思っております、この深川市に偏重をする、これでいけば会計管理者も深川市、あるいは議長はどうなるか分かりませんが、最終的にはそういったところになるのかな。私はですね、最終的には先程の、中・北空知のごみセンターのように一番受益が多くて、そしてまた負担金も一番多いところが最終的に責務を担っていくのは、これは理の当然だとは思いますが、より民主的にトップの方を決めていただきたいというような事を考えておまして、この深川市に偏重するやに見える、この学校組合規約には反対であります。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他にご意見ありませんか。はい、高田議員。

○3番（高田勲議員）今、中村議員から反対の討論があった訳ですけども、何を隠そう我が町にある学校給食組合も組合長も所在地の町長になるという風に、沼田町長とは書いていないけれども所在地の町長になる。衛生施設組合、衛生センター組合も同じなんです。所在地の町長、市長になるという風に書いてございます。そしてもう1点は、先程町長から答弁いただいた、副組合長として色んなことに取り組んでいきますよ、加味してやっていきますよということでございますのでその辺を考慮して私は賛成をします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他にご意見ありませんか。はい、久保議員。

○4番（久保元宏議員）私は中村議員の意見に賛成をします。先程、町長は責任を担保するという理由で原案の規約を説明していただきましたが、実際深川の消防組合の問題ではこの責任は担保されたのかと、そのところを私達は忘れてはいけません。本当に言いにくいことで恐縮なんですけど、既に報道済みなので申し上げますが、例の200万円の問題、その時の組合長が責任を担保していただいた

のかと、その事を考えればむしろ中村議員が仰っていた責任を担保するよりも民主的運営を担保するという思想の方が現在の政治に相応しい規約の持っていき方だと思ひ、中村議員の意見に賛成を申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）それでは本案について採決致します。お諮り致します。議案第8号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（挙手7名）

○議長（杉本邦雄議長）挙手7名であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

（閉 会 宣 言）

○議長（杉本邦雄議長）以上で本臨時会に付議された案件は全て終了致しました。これにて平成25年第2回沼田町議会臨時会を閉会致します。

16時53分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員